

令和7年度学校給食運営計画

本庄上里学校給食組合
本庄上里学校給食組合教育委員会

1. 基本的な考え方

学校給食運営計画は、「学校給食基本計画（令和7年度～令和11年度）」及び「学校給食基本計画実施計画（2か年）」に基づいて、令和7年度における本庄上里学校給食センターの運営について定めるものです。

年度	元号	令和7	8	9	10	11	12
	西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030
学校給食基本計画							
学校給食基本計画実施計画							
学校給食運営計画							

2. 重点的な取り組みについて

当センターの基本理念「食を通して子供たちの心身の健全な育成を図る」のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行っていきます。

基本理念

食を通して子供たちの
心身の健全な育成を図る

安全でおいしい学校給食

令和7年度重点施策

- ①衛生管理の徹底
- ②給食食材の安全の確保と地産地消の推進
- ③アレルギー対応給食の充実
- ④「おいしく食べる」子供の育成
- ⑤給食センターの活動や機能など情報の発信
- ⑥豊かな人間性を育む食育の推進
- ⑦学校給食費の未納防止

令和7年度重点施策

①衛生管理の徹底

- HACCP（ハサップ）※ に沿った「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底を図ります。
- 本庄上里学校給食組合教育委員会、本庄市・上里町両教育委員会で定めた「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき、迅速且つ適正な対応を徹底します。

②給食食材の安全の確保と地産地消の推進

- 安全でおいしい食材の確保と地産地消の観点から、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。
- 給食の食材細菌検査及び食品添加物等の検査を定期的実施し、食材の安全確保に努めます。

③アレルギー対応給食の充実

- 本庄上里学校給食組合教育委員会策定の「学校給食における食物アレルギー対応の手引」に基づき、適切にアレルギー対応給食を提供します。
- 本庄上里学校給食センターアレルギー対応給食協議会において、学校給食における食物アレルギーの対応について継続した協議・検討を行います。

④「おいしく食べる」子供の育成

- 献立の工夫や食に関する指導を通して、給食の食べ残しを減らす取り組みを行います。

⑤給食センターの活動や機能など情報の発信

- 「給食だより」やホームページ、SNS等の活用、小・中学校等の校外学習やPTAなどの給食試食会や施設見学会などの事業を通じて積極的な情報の発信を行います。

⑥豊かな人間性を育む食育の推進

- 給食を通して、世界の多様な食文化や食生活を学ぶ機会をつくれます。
- 郷土の偉人や食文化を知る「生きた教材」として給食を活用し、郷土愛を育みます。

⑦学校給食費の未納防止

- 本庄上里学校給食組合教育委員会が策定した「学校給食費未納防止徴収マニュアル」に基づき、学校と連携を強化し、未納防止に取り組みます。

※ [Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重要）Control（管理）Point（点）] の略称。

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

3. 学校給食運営基準について

(1) 給食センターの年間稼働日数及び各学校における年間給食日数について

令和7年度 稼働日数：193日

○第1学期：令和7年4月10日（木）～令和7年7月17日（木）

4月	5月	6月	7月	計
14日	20日	21日	13日	68日

※小学校第1学年の1学期の給食は、4月15日（火）からとなります。

○第2学期：令和7年8月29日（金）～令和7年12月23日（火）

8月	9月	10月	11月	12月	計
1日	20日	22日	17日	17日	77日

○第3学期：令和8年1月9日（金）～令和8年3月23日（月）

1月	2月	3月	計
15日	18日	15日	48日

令和7年度 給食日数：188日 ※年間給食日数の上限は188日となります。

上記の稼働日数から、給食を提供しない日（除外日）を各学校の行事日等（校外学習、運動会（振替日）、卒業式等）にあわせ、**5日間**設定します。

(2) 学校給食費実費徴収金について

令和7年度の年間給食費については、令和6年度当初計画の年間給食費を据え置くこととします。

①年額給食費と月額給食費（年額給食費を8月を除く11か月で納入）

○小学校 **年額：44,890円** 児童・教職員等

4月：4,890円（端数調整）5月～3月：4,000円

※ただし、小学校第1学年の4月分は4,185円とします。

○中学校 **年額：55,070円** 生徒・教職員等

4月：5,070円（端数調整）5月～3月：5,000円

※ただし、中学校第3学年の3月分は2,680円とします。

②月額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

○小学校 **年額：12,190円** 児童・教職員等

4月：1,190円（端数調整）5月～3月：1,100円

※ただし、小学校第1学年の4月分は998円とします。

○中学校 **年額：12,710円** 生徒・教職員等

4月：1,210円（端数調整）5月～3月：1,150円

※ただし、中学校第3学年の3月分は614円とします。

③給食費納入期限

令和7年度の給食費納入期限は下記のとおりとします。

○保護者から各学校へ

4月分…	4月30日	5月分…	5月30日	6月分…	6月30日
7月分…	7月31日	8・9月分…	9月30日	10月分…	10月31日
11月分…	11月28日	12月分…	12月26日	1月分…	1月30日
2月分…	2月27日	3月分…	3月31日		

○各学校から給食センターへ

4月分…	5月30日	5月分…	6月30日	6月分…	7月31日
7月分…	8月29日	8・9月分…	10月31日	10月分…	11月28日
11月分…	12月26日	12月分…	1月30日	1月分…	2月27日
2月分…	3月31日	3月分…	4月30日		

④日割計算と日額給食費

○日割計算

- a 児童・生徒の転入・転出等の場合は、転入・転出日より給食回数を計算し日割計算します。
- b 病気その他を事由とする場合は、給食センターが給食を停止できた日から起算して連続5日以上に及んだ場合、その日数分を日割計算します。
- c 小学校第1学年の4月分について、日割計算します。
- d 中学校第3学年の3月分について、日割計算します。
- e 教育実習生等の場合、給食回数を計算し、日割計算します。

○日額給食費

小学校 児童、教職員等 日額 235 円

中学校 生徒、教職員等 日額 290 円

※給食費は年額を基礎に予算化しているため、日額の積算では端数処理をしています。

⑤日額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

小学校 児童、教職員等 日額 64 円

中学校 生徒、教職員等（200ml） 日額 64 円

中学校 生徒、教職員等（250ml） 日額 81 円

※給食費は年額を基礎に予算化しているため、本特例の日額の積算では端数処理をしています。

⑥管内転校の特例

原則として、転校先の学校での給食費の徴収・納入となります。

ただし、関係学校間の協議により、転校前の学校が徴収することもできます。

⑦学級閉鎖時等の取扱い

学級閉鎖等の突発的な給食の停止についても給食費の徴収はさせていただきます。ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「日割計算」の規定を適用する場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費・給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会においてその都度協議いたします。